

一般廃棄物処理業(ごみ・浄化槽汚泥)許可証

釧路市許可 第1号

釧路町中央3丁目50番地

釧路衛星株式会社

代表取締役 斎藤 剛史

令和3年4月15日付をもって申請のあった一般廃棄物処理業の許可について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次の条件を付して許可する。

令和3年4月20日

釧路市長 蝦名 大也



記

- 事業の範囲 釧路市内のごみ及び浄化槽汚泥の収集運搬とする。
- 許可の有効期間 令和3年5月1日から
令和5年4月30日まで
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び釧路市廃棄物の減量及び処理等に関する条例等を遵守するほか市長の指示する事項に従うこと。

浄化槽清掃業許可証

許可第2号

釧路町中央3丁目50番地

釧路衛星株式会社

代表取締役 齋藤 剛史

浄化槽法第35条の規定に基づき、許可申請のあった浄化槽清掃業について、下記の条件を付して許可する。

令和2年3月13日

釧路市長 蝦名 大也



記

- 1 許可期間は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までとする。
- 2 浄化槽法及び釧路市廃棄物の減量及び処理等に関する条例等を遵守すること。